

京都市告示第309号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 6年 7月29日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
上板橋通	伏見区桃山町正宗9番地の15地先から 同町6番地の3地先まで	旧	メートル 28.20	メートル 9.20 ~ 9.40
		新	28.20	9.16 ~ 9.40
桃山歩2号 線	伏見区桃山町永井久太郎63番地の1地 先内	旧	57.40	2.00 ~ 3.00
		新	57.40	2.00 ~ 2.98

(建設局土木管理部道路明示課)